

# 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情処理及び男女共同参画の形成を阻害する要因による人権侵害事案の被害者救済体制等について

## I 総括

資料 14-1 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情処理及び男女共同参画の形成を阻害する要因による人権侵害事案の被害者救済体制等について . . . . . 1

## II 苦情及び人権侵害に関する体制

資料 14-2 苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関する体制 . . . . . 2

## III 苦情の処理

資料 14-3 苦情の処理件数 . . . . . 7

## IV 人権侵害における被害者の救済

資料 14-4 人権侵害に関する相談件数等 . . . . . 9

## V 参考資料

参考資料 14-5-1 苦情処理制度の活用促進のための取組 . . . . . 12

参考資料 14-5-2 男女共同参画社会の形成の促進に関する苦情処理体制と処置状況  
(平成 30 年 4 月 1 日現在) . . . . . 15

参考資料 14-5-3 男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害事案の被害者救済に  
体制等 (平成 30 年 4 月 1 日現在) . . . . . 18



## 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情処理及び男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害事案の被害者救済体制等について

男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）や第 4 次男女共同参画基本計画（平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）を踏まえ、内閣府男女共同参画局では、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情の処理及び男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害の被害者の救済に関する体制等について調査を行っている。

平成 30 年 4 月 1 日現在の国及び都道府県・政令指定都市における苦情の処理や人権侵害の被害者の救済に関する体制（法務省の人権擁護委員については平成 30 年 1 月 1 日）、平成 29 年度における男女共同参画に関する苦情の処理件数や人権侵害に係る相談件数等についての調査結果は以下のとおりである。

### I 調査対象機関

- 各府省庁行政相談窓口等
- 総務省行政相談窓口
- 法務省人権擁護機関窓口
- 都道府県・政令指定都市の苦情処理機関等

### II 調査事項・主な結果

#### 1 苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関する体制（資料 14-2）

##### （1）行政相談委員及び人権擁護委員の数と女性委員の割合

- ・ 行政相談委員のうち、女性委員の割合：35.0%（平成 30 年 4 月 1 日現在）
- ・ 人権擁護委員のうち、女性委員の割合：46.4%（平成 30 年 1 月 1 日現在）

##### （2）都道府県・政令指定都市における体制等について

- ・ すべての都道府県・政令指定都市（67 自治体）で、男女共同参画に関する苦情処理体制、人権侵害事案の被害者救済体制が整備されている。

#### 2 苦情の処理件数（資料 14-3）

##### （1）国に寄せられた苦情の処理件数

- ・ 国に寄せられた苦情の処理件数：293 件（平成 29 年度）

##### （2）都道府県・政令指定都市に寄せられた苦情の処理件数

- ・ 都道府県・政令指定都市に寄せられた苦情の処理件数：12 件（平成 29 年度）

#### 3 人権侵害に関する相談件数等（資料 14-4）

##### （1）国に寄せられた相談件数等

- ・ 法務省の「女性の人権ホットライン」における人権相談件数：19,656 件（平成 29 年度）。国に寄せられた相談件数等は、長期的に見ると減少傾向。

##### （2）都道府県・政令指定都市に寄せられた相談件数

- ・ 行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの整備により、「性被害」の相談件数が増加。



## 1 苦情の処理及び人権侵害における被害者の救済に関する体制

## (1) 行政相談委員及び人権擁護委員の数と女性委員の割合

年	行政相談委員 (4月1日現在)					人権擁護委員 (1月1日現在)				
	総数 (人)	増減 (人)	女性委員 の数 (人)	増減 (人)	女性委員 の割合 (%)	総数 (人)	増減 (人)	女性委員 の数 (人)	増減 (人)	女性委員 の割合 (%)
21	4,855		1,646		33.9	13,424		5,728		42.7
22	4,907	52	1,650	4	33.6	13,586	162	5,897	169	43.4
23	4,860	-47	1,628	-22	33.5	13,689	103	6,036	139	44.1
24	4,915	55	1,652	24	33.6	13,755	66	6,092	56	44.3
25	4,868	-47	1,678	26	34.5	13,767	12	6,134	42	44.6
26	4,927	59	1,697	19	34.4	13,809	42	6,222	88	45.1
27	4,890	-37	1,708	11	34.9	13,843	34	6,302	80	45.5
28	4,939	49	1,738	30	35.2	13,878	35	6,402	100	46.1
29	4,902	-37	1,723	-15	35.1	13,938	60	6,429	27	46.1
30	4,930	28	1,724	1	35.0	13,957	19	6,475	46	46.4

(備考) 増減は、総数、女性委員の数それぞれについて、対前年での増減数。

## (2) 都道府県・政令指定都市における体制等について (平成30年4月1日現在)

### ア 苦情の処理に関する体制

#### (ア) 体制の整備状況

すべての都道府県・政令指定都市（67自治体）において、苦情処理体制が整備されている。

#### (イ) 体制の種類

苦情処理体制を庁内に設置する自治体が38自治体と最も多く、27自治体では、第三者機関を設置し、苦情を処理している。

処理体制	設置自治体数	処理機関数
第三者機関(男女共同参画に限る)	25自治体	25処理機関
第三者機関(行政一般を取り扱う)	2自治体	2処理機関
既存の審議会の活用	8自治体	8処理機関
庁内	37自治体	41処理機関
計	72自治体	76処理機関

#### (備考)

1つの自治体が複数の処理体制を持つことがある。「設置自治体数」について、例えば、北海道の場合、「第三者機関（男女共同参画に限る）」である北海道男女平等苦情処理委員と、「庁内」に設置された機関である道民生活課、道立女性相談援助センターの2種類の処理体制を持つ。この場合、「第三者機関（男女共同参画に限る）」で1自治体、「庁内」で1自治体の計2自治体として計上されている。

また、「処理機関数」について、同じく、北海道の場合、北海道男女平等苦情処理委員、道民生活課、道立女性相談援助センターの3つの処理機関がある。この場合、「第三者機関（男女共同参画に限る）」で1処理機関（北海道男女平等苦情処理委員）、「庁内」で2処理機関（道民生活課と道立女性相談援助センター）の計3処理機関として計上されている。

(ウ) 専従担当者を設置している自治体数と専従担当者数

都道府県・政令指定都市（67自治体）のうち、32自治体で専従担当者が設置されている。

なお、苦情処理を含む複数の業務を担当する常勤職員の場合、業務全体のうち、苦情処理の業務が概ね5割以上を占める職員を専従担当者として計上することとしている。

年度	専従担当者を設置している自治体数	専従担当者数(人)		
		総数	常勤	非常勤
21	32	183	18	165
22	30	123	11	112
23	(28)	(120)	(9)	(111)
24	31	122	9	113
25	30	107	9	98
26	32	116	9	107
27	32	116	9	107
28	32	115	9	106
29	33	119	13	106
30	33	119	13	106

(備考)

1. 4月1日現在の数。
2. 平成23年度は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県を除いて集計した数値である。

(エ) 苦情処理制度の活用促進のための取組例

県や市のホームページや広報紙での周知や、制度案内のためのパンフレットやリーフレットの作成・配布、電子申請制度の整備等の取組が行われている。各自治体での具体的な取組内容は、参考資料1を参照されたい。

## イ 人権侵害の被害者の救済に関する体制

### (ア) 体制の整備状況

すべての都道府県・政令指定都市（67自治体）において、人権侵害事案の被害者救済体制が整備されている。

### (イ) 体制の種類

人権侵害事案の処理体制を庁内に設置する自治体が67自治体と最も多く、17自治体は、第三者機関を設置し、処理を行っている。

処理体制	設置自治体数	処理機関数
第三者機関(男女共同参画に限る)	17自治体	17処理機関
第三者機関(行政一般を取り扱う)	0自治体	0処理機関
既存の審議会の活用	0自治体	0処理機関
庁内	67自治体	229処理機関
その他	24自治体	26処理機関
計	108自治体	272処理機関

### (備考)

平成30年度調査から、自治体に設置された行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを報告に含めることとしたため、処理機関(調査対象機関)が平成29年度は235機関だったが、30年度は272機関となった。

(ウ) 専従担当者を設置している自治体数と専従担当者数

すべての都道府県・政令指定都市（67自治体）に専従担当者が設置されている。

なお、人権侵害事案の被害者救済を含む複数の業務を担当する常勤職員の場合、業務全体のうち、人権侵害事案の業務が概ね5割以上を占める職員を専従担当者として計上することとしている。

年度	専従担当者を設置している自治体数	専従担当者数(人)		
		総数	常勤	非常勤
21	63	1,085	276	809
22	65	1,121	287	834
23	(63)	(1,085)	(277)	(808)
24	66	1,140	313	827
25	66	1,140	323	817
26	66	1,180	334	846
27	66	1,178	325	853
28	67	1,325	349	976
29	67	1,438	354	1,084
30	67	1,973	415	1,558

(備考)

1. 4月1日現在の数。
2. 平成23年度は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県を除いて集計した数値である。
3. 平成30年度調査から、自治体に設置された行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを報告に含めることとしたため、専従担当者数が平成29年度は1,438名だったが、30年度は1,973名となった。

(エ) 地域連絡協議会

271処理機関のうち、116処理機関が設置・参加している。

なお、地域連絡協議会とは、人権侵害の被害者救済に関わる国・地方公共団体の各種機関、民間団体等により設置されるものであり、最新の課題や人権侵害の状況、処理困難事例に関する解決手法などの情報共有、相互の連携強化、合同での研修の場の確保等を目的とする。

(オ) 被害者救済に関する処理方法（平成29年度）

- |                      |            |
|----------------------|------------|
| ○ 相談者に対する情報提供        | 248処理機関で実施 |
| ○ 相談内容の調査審議          | 26処理機関で実施  |
| ○ 加害者に対する意見・助言・指導・勧告 | 38処理機関で実施  |



## 2 苦情の処理件数

## (1) 国に寄せられた苦情の処理件数（平成29年度）

(件)

	分野別内訳	総務省 行政相談			各省庁窓口		計	
1	男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍	54	3	(4)	57	(58)		
2	政策・方針決定過程への女性の参画拡大	2	50	(51)	52	(53)		
3	雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	21	3	(4)	24	(25)		
4	地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進	2	3	(5)	5	(7)		
5	科学技術・学術における男女共同参画の推進	0	0	(1)	0	(1)		
6	生涯を通じた女性の健康支援	2	1	(3)	3	(5)		
7	女性に対するあらゆる暴力の根絶	47	13	(15)	60	(62)		
8	貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	22	1	(2)	23	(24)		
9	男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	10	28	(31)	38	(41)		
10	教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進	6	2	(2)	8	(8)		
11	男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	1	0	(1)	1	(2)		
12	男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	1	3	(5)	4	(6)		
13	その他(男女共同参画の総合的な推進等)	18	0	0	18	(18)		
	合計	186	107	(124)	293	(310)		

(備考) 1. ( )内は、苦情の内容が複数の分野に該当する場合に、重複計上した数。

2. 国や都道府県・政令指定都市が実施する法律、条令等に基づく制度や、公費を投入する施策の在り方、これらの制度・施策の運用を含む業務運営の在り方に関する苦情及び人権侵害事案に関する国民や住民からの苦情。なお、「苦情」には、いわゆる苦情のほか、提案や要望、意見等も含まれる。

## (参考) 国に寄せられた苦情の処理件数の推移（平成20年度～29年度）

(件)

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
総務省行政相談	143	127	216	284	285	286	233	284	287	186
各省庁窓口	172	1,535	291	304	185	193	87	423	189	107
				(337)	(200)	(226)	(207)	(459)	(202)	(124)
			[13,289] (注1)	[374] (注2)			[3,616] (注3)			
計	315	1,662	13,796	962	470	479	320	4,323	476	293

(備考) ( )内は、苦情の内容が複数の分野に該当する場合に、重複計上した数。

- (注1) 平成22年度の[ ]内は、「第3次男女共同参画基本計画策定に向けて(中間整理)」についての意見募集の結果の数。
- (注2) 平成23年度の[ ]内は、「ワーク・ライフ・バランスを実現する上で障害となっている規制・制度・運用等」についての意見・提案募集の結果の数。
- (注3) 平成27年度の[ ]内は、「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)」についての意見募集の結果の数。

(2) 都道府県・政令指定都市に寄せられた苦情の処理件数（平成29年度）

(件)

		分野別内訳	都道府県・政令指定都市	
1		男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍	2	(2)
2		政策・方針決定過程への女性の参画拡大	0	0
3		雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	3	(4)
4		地域・農山漁村、環境分野における男女共同参画の推進	0	0
5		科学技術・学術における男女共同参画の推進	0	0
6		生涯を通じた女性の健康支援	0	0
7		女性に対するあらゆる暴力の根絶	1	(1)
8		貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備	0	0
9		男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	2	(2)
10		教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進	1	(2)
11		男女共同参画の視点に立った防災・復興体制の確立	0	0
12		男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献	0	0
13		その他(男女共同参画の総合的な推進等)	3	(3)
		合計	12	(14)

(備考) 1. ( )内は、苦情の内容が複数の分野に該当する場合に、重複計上した数。

2. 国や都道府県・政令指定都市が実施する法律、条令等に基づく制度や、公費を投入する施策の在り方、これらの制度・施策の運用を含む業務運営の在り方に関する苦情及び人権侵害事案に関する国民や住民からの苦情。なお、「苦情」には、いわゆる苦情のほか、提案や要望、意見等も含まれる。

(参考) 都道府県・政令指定都市に寄せられた苦情の処理件数の推移  
(平成20年度～29年度)

(件)

年度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
新規受付件数	65	37	101	(43)	62	23	20	35	20	12
処理済件数	69	32	54	(91)	58	30	22	35	20	12

(備考) 平成23年度は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県を除いて集計した数値である。

### 3 人権侵害に関する相談件数等

#### (1) 国に寄せられた相談件数等

##### ア 法務省の「女性の人権ホットライン」における人権相談件数 (平成20年～29年)

(件)

年	女性の人権ホットライン					合計
	暴行虐待	強制・強要 (セクハラ・ ストーカーを 除く)	セクハラ	ストーカー	その他	
20	2,657	2,271	447	379	18,243	23,997
21	2,369	2,195	446	291	18,125	23,426
22	2,003	1,920	355	301	18,710	23,289
23	2,183	1,501	413	321	17,590	22,008
24	2,111	1,307	402	328	17,572	21,720
25	1,813	1,254	334	438	17,280	21,119
26	1,694	1,338	412	383	17,206	21,033
27	1,727	1,413	378	306	17,299	21,123
28	1,591	1,202	368	321	15,824	19,306
29	1,108	1,068	338	346	16,796	19,656

(備考)

「女性の人権ホットライン」は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)の制定を踏まえ、性差別に起因する人権侵害の被害者救済を推進するため、平成12年7月3日、全国50の法務局・地方法務局の本局に、専用相談電話「女性の人権ホットライン」を設置し、夫やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等、様々な女性の人権問題をめぐる相談を専門的に受ける体制を整備したものである。

相談者の利便の更なる向上のため、平成18年4月から、電話番号を全国共通としている。

# イ 法務省の人権擁護機関が取り扱った人権相談件数及び人権 侵犯事件数（平成20年～29年）

## （ア）女性を被害者とする人権相談件数

法務省の人権擁護機関が取り扱った人権相談案件のうち、女性を被害者とするもの。

（件）

		年									
		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
夫の妻に対する暴行・虐待		5,757	5,053	4,753	5,012	4,889	4,334	3,869	3,385	3,087	2,691
夫の妻に対する強制・強要		3,903	3,772	3,552	3,293	2,823	2,628	2,400	2,306	2,015	1,797
小計		9,660	8,825	8,305	8,305	7,712	6,962	6,269	5,691	5,102	4,488
セクハラ		1,294	1,165	1,050	1,162	1,108	946	1,119	1,008	947	860
ストーカー		1,102	972	1,092	937	1,152	1,250	1,156	1,069	1,143	1,065
女性 が 受 け た 差 別 待 遇	雇用差別	47	43	42	40	53	28	34	44	29	28
	交際に関する差別	22	15	14	21	19	37	15	9	15	6
	商品・サービス等の 提供拒否	23	17	16	18	13	11	29	24	19	11
	差別表現	192	70	83	128	123	86	134	108	158	164
	その他	361	321	221	275	244	247	318	409	317	285
合計		12,701	11,428	10,823	10,886	10,424	9,567	9,074	8,362	7,730	6,907

## （イ）女性を被害者とする人権侵犯事件数

法務省の人権擁護機関が取り扱った人権侵犯事件のうち、女性を被害者とするもの。

（件）

		年									
		20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
夫の妻に対する暴行・虐待		2,662	2,443	2,190	2,293	2,112	1,794	1,529	1,381	1,338	1,145
夫の妻に対する強制・強要		1,034	875	886	881	687	599	434	435	389	362
小計		3,696	3,318	3,076	3,174	2,799	2,393	1,963	1,816	1,727	1,507
セクハラ		419 (1)	357	320 (3)	362	353 (1)	294	317 (4)	326 (6)	324 (6)	285 (5)
ストーカー		281	221	285	206	233	302	236 (2)	209	192	213 (3)
女性 が 受 け た 差 別 待 遇	雇用差別	7	8	5	5	4	6	5	11 (1)	4	2
	交際に関する差別	1	2	3	4	0	3	2	0	1	0
	商品・サービス等の 提供拒否	5	2	1	3	1	1	3	2	2	0
	差別表現	24 (1)	12	13	23	13	10	25	14 (1)	21	18
	その他	29	22	11	19	20	14 (1)	12	17 (1)	14	20
合計		4,462 (2)	3,942	3,714 (3)	3,796	3,423 (1)	3,023 (1)	2,563 (6)	2,395 (9)	2,285 (6)	2,045 (8)

（備考）（ ）内は、公務員によるものであり、内数である。

## (2) 都道府県・政令指定都市に寄せられた相談件数

(件)

年度	行政による 人権侵害	配偶者等からの暴力 (注1、注2)	セクシュアル ・ハラスメント	性被害	その他男女共同 参画に関する 人権侵害(注5)
20	12	68,196	3,056	497	15,927
21	40	72,792	2,847	228	14,005
22	3	77,334	2,830	240	14,417
23	(12)	(82,099)	(3,253)	(330)	(6,005)
24	12	89,490	2,625	599	6,595
25	31	99,961	2,232	898	7,395
26	30	102,963	2,531	1,352	9,661
27	38	122,850 [111,630]	2,105	1,639	30,519
28	15	117,377 [106,367]	2,298	4,187 (注3)	37,489
29	15	116,623 [106,110]	2,435	24,024 (注4)	37,112

(備考) 平成23年度は、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県を除いて集計した数である。

(注1) 「配偶者等からの暴力」の相談件数について、平成26年度までは、全国に設置されている配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(平成13年法律第31号)で定義する配偶者からの暴力(事実婚、婚姻解消後を含む。)に係る相談件数)である。平成27年度以降は、都道府県及び政令指定都市(都道府県・政令指定都市が設置する配偶者暴力相談支援センターを含む。)における相談件数である。なお、「行政による人権侵害」「セクシュアル・ハラスメント」「性被害」「その他男女共同参画に関する人権侵害」の相談件数は、平成19年度から28年度の全ての年度において、都道府県及び政令指定都市における相談件数である。

(注2) [ ]内は、全国に設置されている配偶者暴力相談支援センターにおける27年度及び28年度の相談件数(「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」で定義する配偶者からの暴力(事実婚、婚姻解消後を含む。)に係る相談件数)である。

(注3) 「性被害」の相談件数が増えた主な要因は、性暴力被害者支援センターが新たに設置されるようになったこと等により、相談件数の報告が増えたためである。

(注4) 平成30年度の調査に当たっては、全ての行政が関与する性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター(性暴力被害者支援センター含む)を報告に含めるよう都道府県・政令指定都市に対して改めて連絡したことにより、「性被害」の件数が増加した。

(注5) 男女共同参画局では、都道府県・政令指定都市に対し、人権侵害に関する相談を、その内容に応じて、「行政による人権侵害」「配偶者等からの暴力」「セクシュアル・ハラスメント」「性被害」「その他男女共同参画に関する人権侵害」「分類不能」の6つに分類した上で、報告するよう求めている。26年度(27年度調査)までは、「分類不能」に区分するものの扱いが、自治体により統一されていなかったが、27年度(28年度調査)から、「相談内容が男女共同参画に該当しないもの、取り下げられたもの、未処理のもの」を「分類不能」とするよう、都道府県・政令指定都市に対して改めて連絡した。これにより、各自治体において、相談内容を精査した結果、27年度以降、「その他男女共同参画に関する人権侵害」の件数が増加した。



苦情処理の制度活用促進のための取組

地方公共団体名等	取 組 内 容
岩手県	男女共同参画調整委員による苦情処理相談制度について、県のホームページに概要等を掲載している。
福島県	福島県生活環境部男女共生課及び男女共生センターのホームページに意見申出制度の概要を掲載し、申出様式をダウンロードできるようにしている。
栃木県	県ホームページに掲載
群馬県	県の広報媒体（新聞・テレビ・ラジオ）の活用、県のホームページ掲載により、制度を紹介
埼玉県	苦情処理リーフレットの配布
	県広報紙に利用案内掲載
	ミニカレンダー付きPRカードを作成、市町村・県内書店・図書館・公立病院等へ配布
千葉県	千葉県HP掲載により周知を行っている。
東京都 （公益財団法人東京都人権啓発センター）	公益財団法人東京都人権啓発センターでは、東京都からの委託により人権相談員が相談に応じる「一般相談」と弁護士が相談に応じる「法律相談」を実施している。この人権相談事業に関し「人権相談のご案内」のチラシを作成し、関係各所に配布している。ただし、人権相談は、あくまで人権に関すること全般を対象としたものであり、男女共同参画社会の形成の促進を主目的としたものではなく、したがって当該チラシについても同様である。なお、人権相談は相談者の救済手段を有してはならず、あくまで「相談」ととどまるものである。
神奈川県	県ホームページに掲載
新潟県	リーフレットの配布 県ホームページでの周知
富山県	県のホームページで、相談窓口を案内している。
石川県	石川県男女共同参画苦情処理機関の趣旨・申出方法を記載したパンフレットおよびホームページでの周知
山梨県	女性相談所が併設している『婦人保護施設』には、社会福祉法82条に基づき、苦情解決責任者、苦情受け付け担当者、第三者委員会を設置し苦情への対応を行うこととしている。平成29年度は苦情なし。
長野県	男女共同参画推進指導委員制度を紹介するためのリーフレット（「男女共同参画社会づくりのために～長野県男女共同参画推進指導委員制度をご利用下さい～」）を作成し、市町村担当者会議や、講座・研修会等でPRするほか、県ホームページに掲載し周知に努めている。
岐阜県	HP上で苦情処理の制度について公開している。

地方公共団体名等	取 組 内 容
静岡県	本課HP内にて、「男女共同参画に関する苦情・相談」窓口について掲載
愛知県	インターネット等による相談窓口の案内
大阪府	大阪府ホームページで苦情処理制度について紹介
兵庫県	ホームページでの紹介
鳥取県	男女共同参画センター広報紙による制度紹介、出前講座での制度紹介と利用の呼びかけや、企画講座やフォーラムの際に制度を紹介したチラシを配布。市町村担当者へ申出処理状況報告書を持参し制度を紹介するなど。
島根県	苦情処理制度や窓口について、県ホームページにおいて周知
岡山県	苦情処理制度に特化したPRは行っていないが、様々な相談を受け付ける窓口として、男女共同参画推進センター等のPRを行っている。
山口県	普及啓発パンフレットに苦情相談窓口に関する情報を掲載
徳島県	県ホームページに掲載
香川県	苦情処理について県ホームページで周知
愛媛県	県庁ホームページに苦情処理機関である「愛媛県男女共同参画推進委員」のサイトを掲載し、制度の詳細や申出方法などを紹介している。 推進委員の活動状況等を紹介する利用案内（リーフレット）を作成し、市町、大学等関係機関の窓口にも備え置いて制度の周知に努めている。
高知県	県の広報誌や、広報番組等を通して、県民へ制度の周知を行っている。
福岡県	苦情処理制度の概要及び申出書等を県のホームページに掲載し、制度の周知を図っている。
熊本県	熊本県ホームページに掲載
宮崎県	苦情処理制度の概要及び申出書様式を県ホームページに掲載し、制度の周知を図っている。
鹿児島県	県のホームページに制度の概要、(Q&A)、処理手順を示したフロー図、申出書の様式などを掲載している。
仙台市	市民便利手帳（せんだいくらしのガイド）、市及び（公財）せんだい男女共同参画財団のホームページに情報を掲載しているほか、窓口周知用のチラシやリーフレットを作成し、関係機関への配布や公共施設窓口への配架を行っている。
さいたま市	パンフレットの男女共同参画推進センター、区役所情報公開コーナー、図書館等への設置。 ホームページ上での周知。 「市報さいたま」への掲載による周知。
千葉市	市のホームページ等への掲載

地方公共団体名等	取 組 内 容
横浜市	区・市の関係窓口及び関係機関へリーフレットを配架 ホームページでの案内
相模原市	男女共同参画専門員制度の市広報及び市ホームページへの掲載
新潟市	PRチラシの設置、ホームページ掲載
静岡市	広報誌に掲載、リーフレットの作成及び配布
浜松市	ホームページへの掲載
名古屋市	広報誌への掲載や市公式ウェブサイトへの掲載による周知及び区役所情報コーナーに申出書を配布し啓発している。
京都市	市ホームページ、窓口機関のホームページにおいて、苦情処理制度や相談窓口等について周知を行っている。 市民新聞にて年に一度、相談窓口等の広報を行っている。
大阪市	大阪市HPにおいて周知。申出について、電子申請手続きにより提出することも可能とし、利便性の向上を図っている。
堺市	男女共同参画推進課だより「Windy」に制度概要を掲載 電子申請システムによる申出申請を受付 市のホームページに制度概要を掲載 広報用リーフレットを作成し、市政情報コーナーはじめ各区役所へ配架し周知 平成30年1月20日～27日の第22回さかい男女共同参画週間において、催し会場に本制度に関するブースを設置し、周知 庁内職員に対し、研修時に本制度を周知
神戸市	市ホームページにおいて制度のPRを行うほか、地域団体・経済団体といった全市的な団体で構成する男女共同参画推進会議の機関誌である「すくらむKOBE」に制度を紹介する記事を掲載し、制度活用の活用促進を図っている。
岡山市	苦情処理制度の市民への周知を図るため、ホームページで制度を紹介する。
福岡市	各種団体からの依頼に基づく出前講座など、市民と接する機会を捉え、福岡市男女共同参画を推進する条例及び福岡市男女共同参画基本計画（第3次）に関する周知・広報活動において、苦情処理制度についても説明を行っている。



男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての苦情処理体制と処理状況（平成30年4月1日現在）

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の類型					苦情を処理する機関名	専従担当者数		苦情の受付を行う機関(窓口)	受付及び処理状況件数 (H29.4.1~30.3.31)											
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会 の活用	等の意見聴取有 庁内(審議会)	その他		常勤	非常勤		受付状況		処理状況									
											総数	前年度以前受付	総数	当該年度受付	処理済(回答済)	非該当、その他	未処理	審議会等にかけて 第三者機関	処理した苦情	みて処理したもの等の 他(男女共同参画)		
北海道	H13.10.1	○					北海道男女平等苦情処理委員	2	道民生活課													
	H14.9.1				○		道民生活課、各(総合)振興局環境生活課		道民生活課、各(総合)振興局環境生活課													
	S32.4.1				○		道立女性相談援助センター		道立女性相談援助センター													
青森県	H18.4.1			○			青森県男女共同参画審議会苦情等部会		青森県青少年・男女共同参画課													
岩手県	H15.4.1	○					岩手県男女共同参画調整委員	3	若者女性協働推進室	1	1	1	1								1	
宮城県	H20.11.1				○		宮城県行政経営推進課・県政相談室		県政相談室・県民サービスセンター													
	H13.4.1				○		宮城県共同参画社会推進課・みやぎ男女共同参画相談室	2	みやぎ男女共同参画相談室													
秋田県	H14.4.1			○			男女共同参画審議会(苦情処理部会)	4	次世代・女性活躍支援課、男女共同参画センター(ハーモニー相談室)、各地域振興局													
山形県	H14.11.1				○(有)		若者支援・男女共同参画課		若者支援・男女共同参画課													
福島県	H14.7.1	○					男女共同参画推進員	2	福島県男女共生センター													
茨城県	H14.4.1	○					茨城県男女共同参画苦情・意見処理委員会	3	女性プラザ男女共同参画支援室													
栃木県	H15.4.1			○			栃木県男女共同参画審議会(苦情等調査部会)		栃木県県民生活部人権・青少年男女参画課													
群馬県	H16.9.26				○(有)		人権男女・多文化共生課		人権男女・多文化共生課													
埼玉県	H12.10.1	○					埼玉県男女共同参画苦情処理機関	6	埼玉県県民生活部男女共同参画課	1	1	1	1								1	
千葉県	H18.11.20	○					千葉県男女共同参画苦情処理委員	6	千葉県男女共同参画センター	1	1	1	1		1							
東京都	H12.4.1				○		生活文化局都民生活部男女平等参画課		生活文化局都民生活部男女平等参画課	2	2	2	2									2
神奈川県	H14.4.1				○(有)		人権男女共同参画課		男女共同参画施策提案等受付窓口													
新潟県	H14.8.1				○(有)		施策担当課		男女平等社会推進課													
富山県	不明				○(有)		少子化対策・県民活躍課		少子化対策・県民活躍課	1	1	1	1									1
	H13.4.1				○(有)		県民共生センター	2	県民共生センター													
石川県	H14.4.1	○					石川県男女共同参画苦情処理機関	3	石川県県民文化スポーツ部男女共同参画課													
福井県	H15.4.1				○		福井県総合政策部ふるさと県民局女性活躍推進課		福井県総合政策部ふるさと県民局女性活躍推進課													
山梨県	H14.5.10			○			男女共同参画審議会苦情処理部会		県民生活・男女参画課													
長野県	H15.4.1	○					長野県男女共同参画推進指導委員	3	人権・男女共同参画課													
岐阜県	H15.11.1				○(有)		岐阜県健康福祉部子ども・女性局女性の活躍推進課		岐阜県健康福祉部子ども・女性局女性の活躍推進課													
静岡県	H13.7.31				○(有)		男女共同参画課		男女共同参画課													
愛知県	H14.10.1				○(有)		男女共同参画阻害事項相談委員		男女共同参画推進課													



地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の類型					苦情を処理する機関名	専従担当者数		苦情の受付を行う機関(窓口)	受付及び処理状況件数 (H29. 4. 1~30. 3. 31)								
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等の意見聴取有 庁内(審議会)	その他		常勤	非常勤		受付状況			処理状況					
											総数	前年度以前受付	当該年度受付	総数	処理済(回答済)	非該当、その他	未処理	審議会等にかけて 第三者機関・	処理した苦情
札幌市	H15. 1. 1				○	男女共同参画課			男女共同参画課、男女共同参画センター										
	H13. 1. 1		○			市オンブズマン			市オンブズマン										
仙台市	H15. 7. 1				○ (有)	市民局協働まちづくり推進部男女共同参画課			①男女共同参画課 ②仙台市男女参画推進センター「エル・ソーラ仙台」										
さいたま市	H15. 10. 1	○				さいたま市男女共同参画苦情処理委員会		3	男女共同参画課										
千葉市	H15. 4. 1	○			○	男女共同参画苦情処理委員		2	男女共同参画課										
横浜市	H13. 7. 1	○				「性別による差別等の相談」専門相談員会議		1	男女共同参画センター横浜相談センター(指定管理者 横浜市男女共同参画推進協会)										
	不明				○	政策局男女共同参画推進課			政策局男女共同参画推進課										
川崎市	H11. 4. 1				○ (有)	市民文化局人権・男女共同参画室		3	2 市民文化局人権・男女共同参画室										
	H2. 11. 1		○			川崎市市民オンブズマン		5	6 川崎市市民オンブズマン事務局										
相模原市	H16. 4. 1	○				男女共同参画専門員		3	人権・男女共同参画課										
新潟市	H17. 4. 1	○				男女共同参画苦情処理委員		3	男女共同参画課										
静岡市	H15. 4. 1				○ (有)	男女参画・多文化共生課			男女参画・多文化共生課										
浜松市	H15. 7. 1	○				男女共同参画苦情処理検討委員		4	ユニバーサル社会・男女共同参画推進課										
名古屋市	H14. 11. 1	○				名古屋市男女平等参画苦情処理委員		3	総務局総合調整部男女平等参画推進室	2		2	2	2					2
京都市	H16. 4. 1	○				京都市男女共同参画苦情等処理専門員		3	(公財)京都市男女共同参画推進協会	1		1	1		1				
大阪市	H15. 7. 1	○				大阪市男女共同参画苦情処理委員		3	大阪市民局ダイバーシティ推進室男女共同参画課										
堺市	H14. 10. 1	○				堺市男女平等相談委員		3	男女共同参画推進課										
神戸市	H15. 10. 1	○				男女共同参画苦情処理委員		5	市民参画推進局参画推進部男女活躍労働課										
岡山市	H13. 10. 1				○ (有)	市民協働局市民協働部女性が輝くまちづくり推進課			市民協働局市民協働部女性が輝くまちづくり推進課										
広島市	H13. 9. 28				○ (有)	男女共同参画課			男女共同参画課										
福岡市	H16. 10. 1				○	男女共同参画審議会(苦情処理部会)		5	男女共同参画課										
北九州市	H14. 4. 1				○	総務局男女共同参画推進課			総務局男女共同参画推進課										
熊本市	H21. 4. 1				○ (有)	男女共同参画課		4	男女共同参画課										
計	75 (76)	25	2	8	41 (自治体数は37)	0		13	106		14	2	12	14	12	1	1	4	8

(備考)

1. 表中の「(有)」は、審議会等の意見聴取有である。
2. 計のうち、(76)は、1機関で2処理体制を有しているため。



男女共同参画社会の形成を阻害する要因による人権侵害事案の被害者救済体制等  
(平成30年4月1日現在)

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始) (体制整備年月日)	処理体制の類型					地域連絡協議会等の設置・ 参加の有無(注1) 地域連絡協議会等構成員	人権侵害事案を 処理する 機関	専従担当者 数		処理方法					受付窓口	(29年度 申出件数 受付)
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	庁内(審議会 等の意見聴取有)	その他			常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・ 勧告等	その他		
北海道	H13.10.1	○					3	北海道男女平等苦情処理委員		2	○	○				道民生活課	0
	H14.9.1				○		3	道民生活課、各(総合)振興局環境生活課、道立女性相談援助センター			○	○				道民生活課、各(総合)振興局環境生活課、道立女性相談援助センター	2,394
青森県	H14.4.1				○		1	1-2-4 女性相談所		2	○	○			一時保護	女性相談所	158
	H14.4.1				○		1	1-2-4 男女共同参画センター		1	○	○				男女共同参画センター	70
	H14.4.1				○		1	1-2-4 東地方福祉事務所		1	○	○				東地方福祉事務所	40
	H14.4.1				○		1	1-2-4 中南地方福祉事務所		1	○	○				中南地方福祉事務所	69
	H14.4.1				○		1	1-2-4 三戸地方福祉事務所		1	○	○				三戸地方福祉事務所	126
	H14.4.1				○		1	1-2-4 西北地方福祉事務所		1	○	○				西北地方福祉事務所	49
	H14.4.1				○		1	1-2-4 上北地方福祉事務所		1	○	○				上北地方福祉事務所	21
	H14.4.1				○		1	1-2-4 下北地方福祉事務所		1	○	○				下北地方福祉事務所	15
	H29.4.1				○		1	2-5 (警察、県産婦人科医会) あおもり性暴力被害者支援センター		1	○	○			の公費負担 医療費等	あおもり性暴力被害者支援センター	445
岩手県	H15.4.1	○					3	岩手県男女共同参画調整委員		3			○	○		若者女性協働推進室	1
	H18.4.1				○		1	1-2-3-4-5 (警察、弁護士) 配偶者暴力相談支援センター(11か所)		13	○	○				福祉総合相談センター児童女性部、広域振興局保健福祉環境部等(9)、男女共同参画センター	2,256
	H29.10.1					官民連携	3	はまなすサポート		1	○	○				はまなすサポートの全ての協力機関((公社)いわて被害者支援センター、協力医療機関、相談支援機関、弁護士会、警察、県)	33
宮城県	H13.4.1				○		1	1-2-3-4 みやぎ男女共同参画相談室		2	○	○				みやぎ男女共同参画相談室	115
	H14.4.1				○		1	1-2-3-4 女性相談センター(配偶者暴力相談支援センター)	8	4	○	○		一時保護 選スク	女性相談センター	373	
	S33.10.1				○		1	1-2-3-4 保健福祉事務所		7	○	○		ケ ー ス ス ク	保健福祉事務所	78	
	S43.4.1				○		3	雇用対策課			○	○				雇用対策課内労働相談電話	0
	H26.4.1				○		1	1-2-3-4 性暴力被害相談支援センター宮城		18	○	○				性暴力被害相談支援センター宮城	284
秋田県	H14.4.1	○					3	秋田県男女共同参画苦情調整員		3	○	○	○			次世代・女性活躍課	0
	H14.4.1				○		1	2-3-4 配偶者暴力相談支援センター		9	○	○				女性相談所、県福祉事務所、秋田県中央男女共同参画センター	619
	H29.10.2				○		3	秋田県あきた性暴力被害者サポートセンター		1	○	○		○		秋田県あきた性暴力被害者サポートセンター	37

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の種類					地域連絡協議会等の設置・ 参加の有無(注1)	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害 事案を 処理する 機関	専従担当者 数		処理方法					受付窓口	(29年度 申出件数)
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	庁内(審議会 等の意見聴取有)	その他				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・ 勧告等	その他		
山形県	H13.4.1				○		3	県男女共同参画センター	2		○	○				県男女共同参画センター	1,055	
	不明				○		3	県総合支庁福祉担当課 (村山、最上、置賜、庄 内地域配偶者暴力相談支 援センター)		8	○	○				県総合支庁福祉担当課 (村山、最上、置賜、庄 内地域配偶者暴力相談支 援センター)	633	
	不明				○		3	県婦人相談所(中央配偶 者暴力相談支援セン ター)	2	1	○	○				県婦人相談所(中央配偶 者暴力相談支援セン ター)	2,403	
	H13.4.1					公益社団法人 に業務委託	3	やまがた性暴力被害者サ ポートセンター「べにサ ポ やまがた」		38	○	○			談費用の助 成	やまがた性暴力被害者サ ポートセンター「べにサ ポ やまがた」	343	
福島県	H14.1.4				○		3	配偶者暴力相談支援セン ター	10	32	○	○	○		一時保 護・ケ ースワ ーク	①福島県女性のための相 談支援センター ②福島県北保健福祉事 務所 ③福島県中保健福祉事 務所 ④福島県南保健福祉事 務所 ⑤福島県会津保健福祉 事務所 ⑥福島県南会津保健福 祉事務所 ⑦福島県相双保健福祉 事務所 ⑧福島県男女共生セン ター	1,488	
	S47.6.1				○		3	中小企業労働相談所(雇 用労政課内)		2	○	○				中小企業労働相談所(雇 用労政課内)	15	
	H13.1.8				○		1	2・3・ 4・5 (警 察、法 テラス 等)		2	○	○				福島県男女共生センター 相談室	63	
	H25.4.1					官民 連携 体制	3	性暴力等被害救済協力機 関SACRAふくしま	2	4	○	○			協力 警署 への 付添 察	ふくしま被害者支援セン ター	154	
茨城県	H14.4.1				○		1	1・2・ 3・4	配偶者暴力相談支援セン ター(女性相談セン ター)	1	8	○	○		一 村 へ の 情 報 提 供	配偶者暴力相談支援セン ター(女性相談セン ター)	1,557	
	H17.4.1				○		3	茨城県人権啓発推進セン ター		2	○	○	○			茨城県人権啓発推進セン ター	6	
	H27.11.4					官 民 連 携 制 度	1	1・2・ 3・4	性暴力被害者サポート ネットワーク茨城	1	15	○	○		警 察、 と の 連 携 機 関	性暴力被害者サポート ネットワーク茨城	105	
栃木県	H23.4.1				○		1	1・2・ 3・4	とちぎ男女共同参画セン ター(配偶者暴力相談支 援センター)	5	7	○	○		ケ ー ス ワ ー ク 一 時 保 護	とちぎ男女共同参画セン ター(配偶者暴力相談支 援センター)	664	
	H27.7.1				○		1	2・4	とちぎ性暴力被害者サ ポートセンター	2		○	○			とちぎ性暴力被害者サ ポートセンター	197	

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始) (体制整備年月日)	処理体制の種類					地域連絡協議会等の設置・ 参加の有無(注1)	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害事案を処理する 機関	専従担当者数		処理方法					受付窓口	(29年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	その他 (等の意見聴取有) 庁内(審議会)				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・ 勧告等	その他		
群馬県	S32.11.1				○		1	1・2・3・4	女性相談所	6	16	○	○				女性相談センター	1,365
	H27.6.24					委託	1	1・2・3・4・5(医師・弁護士・臨床心理士会、ソーシャルワーカー協会)	性暴力被害者サポートセンター Saveぐんま	2	1	○	○				性暴力被害者サポートセンター Saveぐんま	503
埼玉県	H12.10.1	○					3		埼玉県男女共同参画苦情処理機関		6			○	○		埼玉県県民生活部男女共同参画課	1
	H14.4.1				○		1	1・2・3・4・5(警察、裁判所、弁護士会、医師会等)	埼玉県配偶者暴力相談支援センター(埼玉県婦人相談センター)	3	3	○	○				埼玉県婦人相談センター	1,149
	H14.4.1				○		1	1・2・3・4・5(警察、裁判所、弁護士会、医師会等)	埼玉県配偶者暴力相談支援センター(埼玉県男女共同参画推進センター)	1	8	○	○		ケースワーク		埼玉県男女共同参画推進センター	684
	S23				○		1	1・2・3・4・5(警察、裁判所、弁護士会、医師会等)	東部中央、西部、北部、秩父福祉事務所		25	○	○				東部中央、西部、北部、秩父福祉事務所	246
	H25.9.25				○		3		性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットライン	6		○					性暴力等犯罪被害専用相談電話アイリスホットライン	192
千葉県	H18.11.20	○					3		千葉県男女共同参画苦情処理委員		6		○	○	○		千葉県男女共同参画センター	1
	H18.8.1				○		3		千葉県男女共同参画センター		22	○	○				女性のための総合相談	6,621
	H18.8.1				○		3		千葉県男女共同参画センター		11	○	○				男性のための総合相談	632
	H14.4.1				○		1	2・3・4・5(警察、弁護士会等)	千葉県女性サポートセンター	3	14	○	○		ケースワーク 一時保護		千葉県女性サポートセンター	2,302
	H15.4.1				○		3		千葉県労働相談センター		5	○	○				千葉県労働相談センター	28
	H24.10.1				○		3		障害者福祉課			○	○	○	○		障害者権利擁護センター	0
	H18.4.1				○		3		健康福祉政策課				○				健康福祉政策課人権室	1
	H18.4.1				○		3		一般社団法人千葉県人権センター				○	○			一般社団法人千葉県人権センター	1
	H17.4.1				○		3		千葉県人事委員会				○				千葉県人事委員会	0
H15.4.1				○		3		高齢者福祉課		2	○	○				高齢者福祉課	0	

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の類型					地域連絡協議会等の設置・参加の有無(注1)	地域連絡協議会等構成員	人権侵害事案を処理する機関	専従担当者数		処理方法					受付窓口	(29年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	庁内(審議会) 等の意見聴取有)	その他				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・勧告等	その他		
千葉県	H11.4.1				○(有)		3	教育総務課・教職員課・教育事務所・県立学校・ライフプラン相談室・子どもと親のサポートセンター		1	○	○	○	○		教育総務課・教職員課・教育事務所・県立学校・ライフプラン相談室・子どもと親のサポートセンター	9	
	H11.4.1				○(有)		3	総務課、男女共同参画課、各部主管課、ライフプラン相談室		1	○	○	○	○		総務課、男女共同参画課、各部主管課、ライフプラン相談室	11	
	H20.4.1				○		3	くらし安全推進課			○	○				くらし安全推進課	0	
	H12.4.1				○		3	男女共同参画課			○	○				男女共同参画課	0	
	H16.6.1				○		3	配偶者暴力相談支援センター	14	35	○	○			ケーブリス	健康福祉センター(習志野・市川・松戸・野田・印旛・香取・海浜・山武・長生・夷隅・安房・君津・市原)	2,048	
	H29.10.1						3	性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター	2	44	○	○			カウンセリング 医療的支援	・NPO法人千葉性暴力被害支援センターちさと ・公益社団法人千葉犯罪被害者支援センター	670	
東京都	H13.4.1				○		1	2・3・4 東京ウィメンズプラザ	2	16	○	○	○	○		東京ウィメンズプラザ	24,228	
	H4.4.1				○		3	東京都女性相談センター		23	○	○			一保時護	東京都女性相談センター	27,693	
	H10.4.1				○		3	公益財団法人東京都人権啓発センター		3	○					公益財団法人東京都人権啓発センター	76	
	H1.4.1				○		3	東京都労働相談情報センター			○	○			労働 あつせん グループ	東京都労働相談情報センター	1,569	
	H27.7.15				○		1	2・4 東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター		50	○	○			病院等への 同行支援	東京都性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター	4,795	
神奈川県	S57.4.1				○		1	1・2・3・4・5(医師会、弁護士会等) かながわ男女共同参画センター	4	11	○	○			ケイ ス ワ ク 等被害者支援	かながわ男女共同参画センター(配偶者暴力相談支援センター)	5,714	
	S25.7.1				○		1	1・2・3・4・5(医師会、弁護士会等) 女性相談所	10	15	○	○			一時保護支援	女性相談所(配偶者暴力相談支援センター)	2,359	
	H29.8.1				○		1	1・2・3・4 くらし安全交通課	3	30	○	○			直接支援 受診等	かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センターかながわ	884	
新潟県	S31.9.1				○		3	労働相談所	9	3	○	○				新潟・長岡・上越労働相談所	55	
	S32.4.1				○		1	1・2・3・4 新潟県女性福祉相談所	4	1	○	○			一時ケ 保 ス ク	新潟県女性福祉相談所	347	
	H14.8.1				○(有)		1	1・2・3・4 男女平等推進相談室		3	○	○				男女平等推進相談室	13	
	H28.12.1						3	性暴力被害者支援センターにいがた		23	○	○				性暴力被害者支援センターにいがた	175	

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の類型					地域連綿協議会等の設置・参加の有無(注1)	地域連綿協議会等構成員 (注2)	人権侵害事案を処理する 機関	専従担当者数		処理方法					受付窓口	(29年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	庁内(審議会) 等の意見聴取有)	その他				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導	その他		
富山県	S31.3				○		3	労働雇用課		2	○	○				労働雇用課	2	
	不明				○		3	少子化対策・県民活躍課			○	○				少子化対策・県民活躍課	0	
	H9.4.24				○		3	富山県民共生センター		2	○	○				富山県民共生センター	257	
	S32.11.1				○		3	女性相談センター	1	5	○	○				女性相談センター	3,503	
	H30.3.1				○		3	性暴力被害ワンストップ支援センター とやま	2	8	○	○				性暴力被害ワンストップ支援センター とやま	146	
石川県	不明				○		1-2・3-4	石川県女性センター		11	○	○				石川県女性センター	63	
	H14.4.1				○		1-2・3-4	石川県女性相談支援センター	2	3	○	○				石川県女性相談支援センター	1,612	
	H29.10.2				○		1-2・3-4	いしかわ性暴力被害者支援センター(バーブルサポートいしかわ)	3	1	○	○				いしかわ性暴力被害者支援センター(バーブルサポートいしかわ)	124	
福井県	H13.3.1				○		3	福井県人権センター		2	○	○				福井県人権センター	3	
	H7.7.1				○		3	生活学習館		3	○	○				生活学習館	1,259	
	H18.4.1				○		3	総合福祉相談所		1	○	○				総合福祉相談所	224	
	H18.4.1				○		3	福井健康福祉センター		1	○	○				福井健康福祉センター	46	
	H18.4.1				○		3	坂井健康福祉センター		1	○	○				坂井健康福祉センター	174	
	H18.4.1				○		3	丹南健康福祉センター福祉保健部福祉課		1	○	○				丹南健康福祉センター福祉保健部福祉課	90	
	H18.4.1				○		3	丹南健康福祉センター武生福祉保健部福祉課		1	○	○				丹南健康福祉センター武生福祉保健部福祉課	260	
	H18.4.1				○		3	奥越健康福祉センター福祉保健部福祉課		1	○	○				奥越健康福祉センター	117	
	H18.4.1				○		3	二洲健康福祉センター		1	○	○				二洲健康福祉センター	171	
	H18.4.1				○		3	若狹健康福祉センター		1	○	○				若狹健康福祉センター	89	
	H15.4.1				○		3	総合政策部ふるさと県民局女性活躍推進課			○					総合政策部ふるさと県民局女性活躍推進課	0	
H26.4.1					官民連携	3	性暴力救援センター・ふくい「ひなぎく」		5	○	○		診療・治療、医師によるカウンセリング	性暴力救援センター・ふくい「ひなぎく」	51			
山梨県	S31.11.1				○		1-2・3-4・5(医師会、弁護士会等)	山梨県女性相談所		4	○	○			一保時	山梨県女性相談所	1,517	
	H7.5.30				○		1-2・3-4	山梨県立男女共同参画推進センター		2	○	○				山梨県立男女共同参画推進センター	663	
	H30.4.1					公益社団法人	1-2・4	やまなし性暴力被害者サポートセンター	1		○	○				やまなし性暴力被害者サポートセンター	0	

地方公共団体名	体制整備年 月日 (申出受付開始)	処理体制の類型					地域 参加の有無(注1) 地域連絡協議会等の設置・	地域 連絡協議会等 構成員 (注2)	人権侵害 事案を 処理する 機関	専従担当者 数		処理方法					受付 窓口	(29年度 申出件数 受付)
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	庁内(審議会 等の意見聴取有)	その他				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・ 勧告等	その他		
長野県	H13. 4. 1				○		1	1・2・3・4	長野県男女共同参画センター		2	○	○				長野県男女共同参画センター	89
	H14. 4. 1				○		1	1・2・3・4	長野県女性相談センター	2	2	○					長野県女性相談センター	404
	H28. 7. 27				○(有)		1	1・2・3・4	長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」		18	○	○				長野県性暴力被害者支援センター「りんどうハートながの」	72
岐阜県	H18. 4. 1				○(有)		1	1・2・3・4	女性の活躍支援センター・男女共同参画プラザ			○	○				岐阜県健康福祉部子ども・女性局女性の活躍推進課	103
	H14. 4. 1				○(有)		1	1・2・3・4	配偶者暴力相談支援センター	3	10	○	○	○			女性相談センター	1,461
	H18. 4. 1				○(有)		1	1・2・3・4	配偶者暴力相談支援センター	8		○	○	○			県事務所福祉課、岐阜地域福祉事務所	101
	H27. 10. 15					業務委託	1	2・4・5(産婦人科医、弁護士、臨床心理士等)	(公社)ぎふ性暴力被害者支援センター	1		○	○				(公社)ぎふ性暴力被害者支援センター	642
静岡県	H13. 7. 31				○		1	1・2・3・4	男女共同参画センター		3	○	○				男女共同参画センター	475
	H13. 4. 1				○		1	1・2・3・4	男女共同参画課	10		○	○				男女共同参画課	0
	H14. 4. 1				○		1	1・2・3・4	女性相談センター、賀茂・東部・中部・西部健康福祉センター	4	5	○	○				女性相談センター、賀茂・東部・中部・西部健康福祉センター	717
愛知県	S32. 1. 1				○		3		女性相談センター	7	12	○	○		○	一時保護	女性相談センター	2,478
	H22. 7. 26					県警設置・運営	3		性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター「ハートフルステーション・あいち」	2	6	○	○				性犯罪被害者のためのワンストップ支援センター「ハートフルステーション・あいち」	175
三重県	H6. 10. 1					指定公益財団法人	1	1・2・4	三重県男女共同参画センター	2	1	○					三重県男女共同参画センター	2,024
	H8. 11. 1				○		1	2・3・4	三重県人権センター	2	4	○	○				三重県人権センター	15
	H14. 4. 1				○		1	2・3・4	三重県配偶者暴力相談支援センター	4	4	○	○			ケースワーク 一時保護	三重県配偶者暴力相談支援センター	429
	H5. 2. 1				○		1	1・2・4	三重県労働相談室(労働関係の相談窓口)	4		○	○				三重県労働相談室(労働関係の相談窓口)	8
	H27. 6. 1				○		3		みえ性暴力被害者支援センター よりこ	2	1	○	○			付支援	みえ性暴力被害者支援センター よりこ	331
滋賀県	S32. 4. 1				○		1	2	中央子ども家庭相談センター		3	○	○				中央子ども家庭相談センター	445
	H13. 4. 1				○		1	2	彦根子ども家庭相談センター		2	○	○				彦根子ども家庭相談センター	124
	H14. 4. 1				○		1	2・3	滋賀県立男女共同参画センター		3	○	○				滋賀県立男女共同参画センター	3,536
	H26. 4. 1					官民連携	3		性暴力被害者総合ケアワンストップセンターびわ湖 SATOCO		7	○	○			への付添支援 警察・裁判	性暴力被害者総合ケアワンストップセンターびわ湖 SATOCO	1,041

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の類型					地域連絡協議会等の設置・ 参加の有無(注1)	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害事案を処理する 機関	専従担当者数		処理方法					受付窓口	(29年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	第三者機関 (男女共同参画に限る)	既存審議会の活用	庁内(審議会 等の意見聴取有)				その他	常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・ 勧告等		
京都府	H8. 4. 1						1	2・3・5(弁護士会、医師会等)	男女共同参画センター	4		○	○		○	男女共同参画センター	2,747	
	H22. 4. 1						1	2・3・5(弁護士会、医師会等)	家庭支援総合センター	8	8	○	○		○	家庭支援総合センター	6,398	
	H22. 5. 26						1	2	南部家庭支援センター (宇治児童相談所)	2	2	○	○		○	南部家庭支援センター (宇治児童相談所)	1,611	
	H22. 5. 26						1	2	北部家庭支援センター (福知山児童相談所)	1	2	○	○		○	北部家庭支援センター (福知山児童相談所)	933	
	H27. 8. 10						3		京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター		1	○	○			京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター	1,690	
大阪府	H6. 11. 11						1	2・3・4	大阪府立男女共同参画・青少年センター	2	17	○	○			大阪府立男女共同参画・青少年センター	3,850	
	S31. 11. 16						1	2・3・4・5(医師会、弁護士会等)	大阪府女性相談センター	18	17	○	○		○	大阪府女性相談センター	3,803	
	H14. 4. 1						1	2・3・4・5(医師会、弁護士会等)	大阪府子ども家庭センター		6	○	○		○	大阪府子ども家庭センター	1,335	
	H1. 4. 1						3		大阪府総合労働事務所	15	11	○	○		○	大阪府総合労働事務所	163	
	H5. 4. 1						3		教育センター	2	6	○	○			教育センターすこやか教育相談	35	
	H22. 4. 1						3		性暴力救援センター・大阪SACHICO			○	○			性暴力救援センター・大阪SACHICO	2,703	
兵庫県	H14. 10. 1	○					3		男女共同参画申出処理委員事務局		3	○	○	○	○	男女共同参画申出処理委員事務局	0	
	H4. 10. 1						3		県立男女共同参画センター		3	○	○			県立男女共同参画センター	3,644	
	H14. 4. 1						1	1・2・3・4	女性家庭センター		9	○	○		○	女性家庭センター	2,325	
	H29. 4. 1						3		ひょうご性被害77センター「よりそい」	5	58	○	○			ひょうご性被害77センター「よりそい」	266	
奈良県	S61. 4. 1						3		奈良県女性センター		5	○	○			奈良県女性センター	100	
	H14. 4. 1						3		中央こども家庭相談センター	2	4	○	○		一保時護	中央こども家庭相談センター	657	
	H14. 4. 1						3		人権施策課	1		○	○			人権施策課	0	
和歌山県	H14. 4. 1						1	1・2・3・4	子ども・女性・障害者相談センター	7	20	○	○		一保時護	子ども・女性・障害者相談センター	748	
	H25. 7. 16						3		性暴力救援センター和歌山 わかやまマイン	1		○	○		ケーリースク	性暴力救援センター和歌山 わかやまマイン	604	
	H14. 4. 1						1	1・2・3・4	男女共同参画センター		6	○	○			男女共同参画センター	114	

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の類型					地域連絡協議会等の設置・ 参加の有無(注1)	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害事案を処理する 機関	専従担当者数		処理方法					受付窓口	(29年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等 の意見聴取有 等 庁内(審議会)	その他				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・ 勧告等	その他		
鳥取県	H13.4.1				○		1	1-2-3-4	男女共同参画センター	1	6	○	○				男女共同参画センター	1,269
	H14.4.1				○		1	1-2-3-4	福祉相談センター(配偶者暴力相談支援センター)		1	○	○				福祉相談センター(配偶者暴力相談支援センター)	95
	H16.4.1				○		1	1-2-3-4	中部総合事務所福祉保健局(配偶者暴力相談支援センター)		1	○	○				中部総合事務所福祉保健局(配偶者暴力相談支援センター)	177
	H16.4.1				○		1	1-2-3-4	西部総合事務所福祉保健局(配偶者暴力相談支援センター)		1	○	○				西部総合事務所福祉保健局(配偶者暴力相談支援センター)	291
	H29.1.13				○		1	1-2-4	性暴力被害者支援センターとっとり	1	1	○	○				性暴力被害者支援センターとっとり	21
島根県	H17.10.1				○		1	1-2-3-4-5(警察、弁護士、医師、保健師等)	人権啓発推進センター			○	○				人権啓発推進センター	0
	S32.4.1				○		1	1-2-3-4-5(病院)	女性相談センター、県内児童相談所(相談室)	4	11	○	○				女性相談センター・県内児童相談所(相談室)	3,601
岡山県	H11.4.1				○		3		男女共同参画推進センター		3	○	○				男女共同参画推進センター	399
	H14.4.1				○		3		女性相談所・県民局		10	○	○		一保時護	女性相談所・県民局	716	
	H11.4.1				○		3		教育庁教育政策課			○				教育庁教育政策課	0	
	H26.4.1				○		3		教育行政相談窓口			○	○			教育庁教育政策課	3	
	H11.4.1				○		3		教育庁教職員課			○				教育庁教職員課	0	
	H11.7				○		3		教育庁義務教育課生徒指導推進室			○	○			教育庁義務教育課生徒指導推進室	0	
	H11.4.1				○		3		教育庁人権教育課			○	○			教育庁人権教育課	0	
	H11.7				○		3		総合教育センター			○	○			総合教育センター	0	
	H13.4.1				○		3		人権施策推進課			○	○			人権施策推進課	1	
H15.11.29					犯罪被害者支援(第三者機関)	1	2-3-4-5(警察、弁護士、臨床心理士)	被害者サポートセンターおかやま	1	20	○	○				被害者サポートセンターおかやま	295	
広島県	H14.4.1				○		3		人権男女共同参画課、施策担当課			○					人権男女共同参画課、施策担当課	0
	H14.4.1				○		1	2-3-4-5(警察)	こども家庭センター	3	11	○	○		ケースワーク一時保護	こども家庭センター	676	
	H14.4.1				○		3		広島県女性総合センター		1	○	○			広島県女性総合センター	259	
	H28.8.20					NPOへ委託人	3		性被害ワンストップセンターひろしま	1	2	○	○		医療・セリング、法律、等支援カウソ	性被害ワンストップセンターひろしま	248	

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の類型				地域連絡協議会等の設置・参加の有無(注1)	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害事案を処理する 機関	専従担当者数		処理方法					受付窓口	(29年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	庁内(審議会) 等の意見聴取有				その他	常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・勧告等		
山口県	H12.10.1				○(有)	3		男女共同参画相談センター		6	○	○	○			男女共同参画相談センター、県民相談室	585
徳島県	H9.5.7				○	3		男女共同参画交流センター		2	○	○				男女共同参画交流センター	15
	H19.4.28				○	3		徳島県立人権教育啓発推進センター			○					徳島県立人権教育啓発推進センター	1
	H12.4.1				○	3		労働雇用戦略課			○	○				労働雇用戦略課	3
	H14.11.1					3	公益社団法人	(公社)徳島県労働者福祉協議会		2	○	○				(公社)徳島県労働者福祉協議会	33
	H14.4.1				○	3		中央子ども女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター、性暴力被害者支援センター よりそいの樹とくしま)		7	○	○		支援・法律相談等 他機関との同行		中央子ども女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター、性暴力被害者支援センター よりそいの樹とくしま)	2,232
	H22.4.1				○	3		南部子ども女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター、性暴力被害者支援センター よりそいの樹とくしま)		2	○	○		支援・法律相談等 他機関との同行		南部子ども女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター、性暴力被害者支援センター よりそいの樹とくしま)	496
H22.4.1				○	3		西部子ども女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)(配偶者暴力相談支援センター、性暴力被害者支援センター よりそいの樹とくしま)		2	○	○		支援・法律相談等 他機関との同行		西部子ども女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)(配偶者暴力相談支援センター、性暴力被害者支援センター よりそいの樹とくしま)	417	
香川県	H14.5.1				○	3		かがわ男女共同参画相談プラザ		2	○	○		○		かがわ男女共同参画相談プラザ	79
	H14.4.1				○	3		子ども女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	6	8	○	○		調査・記録・検閲	子ども女性相談センター (配偶者暴力相談支援センター)	709	
	H19.4.1				○	3		人権相談窓口 (人権・同和政策課内)	1		○	○			人権相談窓口 (人権・同和政策課内)	0	
	H29.4.1				○	3		性暴力被害者支援センター「オリープかがわ」	2	7	○	○		付添支援	性暴力被害者支援センター「オリープかがわ」	202	
愛媛県	H14.10.1	○				3		愛媛県男女共同参画推進委員		3	○		○	○		男女共同参画推進委員事務局	1
	H14.4.1				○	1	1-2-3-4	愛媛県男女共同参画センター (愛媛県配偶者暴力相談支援センター)		3	○	○				愛媛県男女共同参画センター相談室	169
	H14.4.1				○	1	2-3-4	愛媛県福祉総合支援センター (愛媛県配偶者暴力相談支援センター)	3	3	○	○		一保護	福祉総合支援センター 子ども・女性支援課女性支援グループ	264	
高知県	S31.12.1				○	1	1-2-3-4	女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	5	8	○	○		一保護	女性相談支援センター (配偶者暴力相談支援センター)	1,819	
	H11.1.29				○	3		こうち男女共同参画センター「ソーレ」		3	○					こうち男女共同参画センター「ソーレ」	1,622
福岡県	H14.4.1				○	1	1-2-3-4	福岡県配偶者暴力相談支援センター(10か所)	44	1	○	○				福岡県配偶者暴力相談支援センター(10か所)	2,171
	H8.11.22				○	3		福岡県男女共同参画センター	1	7	○	○				相談室	4,387
	H25.7.30				○	3		性暴力被害者支援センター・ふくおか		43	○	○				性暴力被害者支援センター・ふくおか	2,380

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の類型					地域連絡協議会等の設置・参加の有無(注1)	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害事業を処理する 機関	専従担当者数		処理方法					受付窓口	(29年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等の意見聴取有 庁内(審議会)	その他				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・	その他		
佐賀県	H7. 4. 1				○		1	1・2・3	佐賀県立男女共同参画センター		7	○	○				佐賀県立男女共同参画センター	5,435
	S33. 1				○		3		佐賀県婦人相談所		3	○	○			一保時護	佐賀県婦人相談所	355
	H24. 7. 2					官 民 連 携	1	2・4	性暴力救援センター・さが	6		○	○				性暴力救援センター・さが	103
長崎県	H14. 4. 1				○		3		男女共同参画推進センター		2	○	○				男女共同参画推進センター	4
	H17. 4. 14				○		3		長崎県人権教育啓発センター			○	○				長崎県人権教育啓発センター	0
	H14. 4. 1				○		3		長崎子ども・女性・障害者支援センター	2	2	○			ケ ー ス フ ォ ー ク 一 時 保 護	長崎子ども・女性・障害者支援センター	1,242	
	H19. 4. 1				○		3		佐世保子ども・女性・障害者支援センター	1	1	○			訪 問 相 談 ・ 同 行 支 援	佐世保子ども・女性・障害者支援センター	237	
	H28. 4. 1				○		3		性暴力被害者支援「サポートながさき」 (公益財団法人長崎犯罪被害者支援センター内)	1	2	○	○	○	ケ ー ス ス ク	性暴力被害者支援「サポートながさき」 (公益財団法人長崎犯罪被害者支援センター内)	379	
熊本県	H12. 9. 1				○		3		熊本県男女共同参画センター		7	○	○				熊本県女性総合相談室ららふ	130
	H14. 4. 1				○		1	2・3・4	女性相談センター	5	12	○	○		ケ ー ス フ ォ ー ク 一 時 保 護 ス ク	女性相談センター	928	
	H27. 6. 1					法 人 へ 委 託 公 益 社 団	3		性暴力被害者のためのサポートセンター「ゆあさいどくまもと」		34	○	○		病 院 等 へ の 付 添	性暴力被害者のためのサポートセンター「ゆあさいどくまもと」	718	
	H14. 10. 1				○		3		人権同和政策課(人権センター)	1		○	○				人権同和政策課(人権センター)	0
大分県	H14. 6. 1	○					3		大分県男女共同参画苦情処理委員		2			○	○		大分県生活環境部県民生活・男女共同参画課、大分県消費生活・男女共同参画プラザ	0
	H14. 6. 1				○		1	1・2・3・4	大分県消費生活・男女共同参画プラザ、大分県婦人相談所	4		○	○				大分県消費生活・男女共同参画プラザ、大分県婦人相談所	800
	H28. 4. 1				○		3		おおいた性暴力救援センター「すみれ」	1	5	○	○				おおいた性暴力救援センター「すみれ」	180
宮崎県	S32. 4. 1				○		1	1・2・3・4	宮崎県女性相談所	2	7	○	○				宮崎県女性相談所	1,591
	H13. 9. 4				○		1	1・2・3・4	宮崎県男女共同参画センター	2	1	○					宮崎県男女共同参画センター	238
	H28. 7. 1				○		1	2・4・5(医 会、弁 護士 会、臨 床心理 士会)	性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」	2		○	○				性暴力被害者支援センター「さぼーとねっと宮崎」	109

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始) (体制整備年月日)	処理体制の類型					地域連絡協議会等の設置・ 参加の有無(注1)	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害事案を処理する 機関	専従担当者数		処理方法					受付窓口	(29年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	庁内(審議会 等の意見聴取有)	その他				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・ 勧告等	その他		
鹿児島県	H14. 4. 1				○		1	1・2・3・4・5(警察、裁判所)	鹿児島県女性相談センター	4	5	○	○			被害者救済等 一時保護	鹿児島県女性相談センター	392
	H15. 4. 22				○(有)		1	1・2・3・4・5(警察)	鹿児島県男女共同参画センター		3	○	○				鹿児島県男女共同参画センター	435
	H19. 4. 1				○		1	1・2・3・4・5(警察)	鹿児島地域振興局保健福祉環境部			○	○				鹿児島地域振興局保健福祉環境部 地域保健福祉課	2
	H19. 4. 1				○		1	2・3・5(警察)	南薩地域振興局保健福祉環境部			○	○				南薩地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課	12
	H19. 4. 1				○		1	1・2・3・5(警察)	北薩地域振興局保健福祉環境部			○	○				北薩地域振興局保健福祉環境部地域保健福祉課	2
	H19. 4. 1				○		1	1・2・3・4・5(警察、医師会、社協)	姶良・伊佐地域振興局保健福祉環境部			○	○				姶良・伊佐地域振興局保健福祉環境部	7
	H19. 4. 1				○		1	1・2・3・5(警察)	大隅地域振興局保健福祉環境部			○	○				大隅地域振興局保健福祉環境部	6
	H19. 4. 1				○		1	2・3・5(警察)	熊毛支庁保健福祉環境部			○	○				熊毛支庁保健福祉環境部	3
	H19. 4. 1				○		1	1・2・3・4・5(警察)	大島支庁保健福祉環境部			○	○				大島支庁保健福祉環境部	8
H28. 2. 10				○		3		性暴力被害者ネットワークがこしま「FLOWER」			○	○				性暴力被害者ネットワークがこしま「FLOWER」	194	
沖縄県	H8. 4. 1	○					1	1・2・3・4	(公財)おきなわ女性財団		9	○	○				(公財)おきなわ女性財団	438
	H14. 4. 1				○		1	1・2・3・4	配偶者暴力相談支援センター		13	○	○				①沖縄県配偶者暴力相談支援センター(女性相談所) ②北部配偶者暴力相談支援センター(北部福祉保健所) ③中部配偶者暴力相談支援センター(中部福祉保健所) ④南部配偶者暴力相談支援センター(南部福祉保健所) ⑤宮古配偶者暴力相談支援センター(宮古福祉保健所) ⑥八重山配偶者暴力相談支援センター(八重山福祉保健所)	2,083
	H27. 2. 2				○		1	2・5(看護協会)	沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター		30	○	○				沖縄県性暴力被害者ワンストップ支援センター	1,028
札幌市	H15. 9. 1				○		3		男女共同参画センター			○	○				男女共同参画センター	13
	H17. 11. 15				○		3		配偶者暴力相談支援センター		11	○	○				配偶者暴力相談支援センター	1,391
	H14. 4. 1				○		3		各区健康・子ども課母子・婦人相談員		18	○	○				各区健康・子ども課母子・婦人相談員	900
	H24. 10. 1				○		3		性暴力被害相談センターSAGRACH(さくらこ)		6	○	○				性暴力被害相談センターSAGRACH(さくらこ)	248

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の類型				地域連絡協議会等の設置・参加の有無(注1)	地域連絡協議会等構成員(注2)	人権侵害事案を処理する機関	専従担当者数		処理方法					受付窓口	(29年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	その他 (等の意見聴取有)				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・勧告等	その他		
仙台市	H15.7.1				○(有)	3		市民局男女共同参画課			○	○	○	○		仙台市男女共同参画推進センター「エル・ソーラ仙台」	15
	S62.5.1				○	3		仙台市男女共同参画推進センター「エル・ソーラ仙台」	1	6	○	○				仙台市男女共同参画推進センター「エル・ソーラ仙台」	1,166
	不明				○	3		各区役所家庭健康課、宮城総合支所保健福祉課		25	○	○				各区役所家庭健康課、宮城総合支所保健福祉課	1,666
さいたま市	H16.5.1				○	1	2・3・4	男女共同参画課(男女共同参画推進センター)	4	14	○	○				男女共同参画課(男女共同参画推進センター)	1,308
千葉県	H6.10				○	3		千葉市男女共同参画センター		11	○	○				千葉市男女共同参画センター	480
	H15.4.1	○			○	3		男女共同参画苦情処理委員		2	○	○	○	○		男女共同参画課	0
	H4.4.1				○	3		配偶者暴力相談支援センター		11	○	○			ワークス等	配偶者暴力相談支援センター	2,269
	H27.4.1					3		NPO法人千葉性暴力被害支援センターちさと	6	33	○	○			カウンセリング カウンのセリング 医的支援提供	NPO法人千葉性暴力被害支援センターちさと	561
横浜市	H13.7.1	○				3		「性別による差別等の相談」専門相談員会議	1		○	○	○			男女共同参画センター横浜 相談センター(指定管理者 横浜市男女共同参画推進協会)	0
	H23.9.1				○	3		横浜市DV相談支援センター	9	3	○	○				横浜市DV相談支援センター	1,024
川崎市	H14.5.1	○				3		川崎市人権オンズパーソン	3	7	○	○	○	○		川崎市人権オンズパーソン	32
	H28.4.1				○	3		川崎市DV相談支援センター		2	○	○	○			川崎市DV相談支援センター	258
相模原市	H16.4.1	○				3		男女共同参画専門員		3	○	○	○	○		人権・男女共同参画課	0
	H24.10.2				○	3		相模原市配偶者暴力相談支援センター		19	○	○			証明書の命侵害等の 支援等 の 行	相模原市配偶者暴力相談支援センター	953
新潟市	H3.8.1				○	3		男女共同参画推進センター		10	○	○				男女共同参画推進センター(こころの相談)	141
	H17.4.1				○	3		男女共同参画推進センター		6	○					男女共同参画推進センター(こころからの専門相談)	0
	H27.7.1				○	3		男女共同参画推進センター		4	○					男女共同参画推進センター(男性電話相談)	1
	H24.7.1				○	3		配偶者暴力相談支援センター		4	○	○				配偶者暴力相談支援センター	730
	H19.4.1				○	3		東区健康福祉課		2	○	○				東区健康福祉課女性相談員	1,760
	S32.1.1				○	3		中央区健康福祉課		1	○	○				中央区健康福祉課女性相談員	360
	H25.12.1				○	3		江南区健康福祉課		1	○	○				江南区健康福祉課女性相談員	759
	S32.4.1				○	3		秋葉区健康福祉課		2	○	○				秋葉区健康福祉課女性相談員	811
	H25.12.1				○	3		西区健康福祉課		1	○	○				西区健康福祉課女性相談員	1,073
	H26.1.1				○	3		西蒲区健康福祉課		1	○	○				西蒲区健康福祉課女性相談員	49
S34.10.1				○	3		広聴相談課市民相談室市民相談(民事・法律)		3	○					広聴相談課市民相談室市民相談(民事・法律)	33	

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の類型					地域連絡協議会等の設置・ 参加の有無(注1)	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害事案を処理する 機関	専従担当者数		処理方法					受付窓口	(29年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等の意見聴取有 庁内(審議会)	その他				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・ 勧告等	その他		
静岡市	H15.6.25				○ (有)		3	男女参画・多文化共生課		3	○	○	○	○	男女参画・多文化共生課	0		
	H4.9.17					指定者	3	静岡市女性会館	1	4	○	○			静岡市女性会館「女性の ための相談室」	147		
	H27.7.1				○		3	静岡市配偶者暴力相談支 援センター	4	3	○	○	○	一保 時護	静岡市配偶者暴力相談支 援センター	604		
浜松市	H15.7.1	○					3	男女共同参画苦情処理検 討委員		4			○	○	ユニバーサル社会・男女 共同参画推進課	0		
	H26.1.1				○		3	配偶者暴力相談支援セン ター(DV相談支援セン ター)		6	○	○			配偶者暴力相談支援セン ター(DV相談支援セン ター)	224		
名古屋市	H14.11.1	○					3	名古屋市男女平等参画苦 情処理委員		3			○	○	総務局総合調整部男女平 等参画推進室	2		
	H15.6.24				○		3	名古屋市男女平等参画推 進センター	1	7	○	○			男女平等参画推進セン ター	1,214		
	H19.7.20				○		1	1・2・ 3・4・ 5(警 察、裁 判所、 弁護士 会、医 師会等)	3	3	○	○		ケー スワ ーク等	子ども青少年局子育て支 援部子ども福祉課	582		
京都市	H16.4.1	○					3	京都市男女共同参画セン ター	1	4	○	○			京都市男女共同参画セン ター(女性のための暴力相 談)	1,007		
	H23.10.3					業務託	3	京都市ドメスティック・ バイオレンス(DV)相 談支援センター	6		○	○		カリ ウン グセ 等	京都市ドメスティック・ バイオレンス(DV)相 談支援センター	3,468		
	H25.4.1				○		3	京都市男女共同参画セン ター		2	○	○	○		京都市男女共同参画セン ター(男性のためのDV電 話相談)	27		
大阪市	H5.7.1				○		1	1・2・ 3・4	3	15	○	○	○		女性総合相談センター	949		
	H14.4.1				○		1	1・2・ 3・4	25		○	○	○	緊 急保 護時	各区保健福祉センター (24区)	1,369		
	H23.8.1				○		1	1・2・ 3・4	2	3	○	○	○	ケー スワ ーク ライ ク	配偶者暴力相談支援セン ター	1,373		
	H22.10.4				○		1	1・2・ 3・4	4	8	○	○	○		人権啓発・相談センター	164		
堺市	H14.10.1	○					3	堺市男女平等相談委員		3	○	○	○	○	男女共同参画推進課	1		
	H12.10.11				○		3	男女共同参画交流の広場 (女性の悩みの相談)			○	○			男女共同参画交流の広場 (女性の悩みの相談)	326		
	H24.1.20				○		3	男女共同参画交流の広場 (男性の悩みの相談)			○	○			男女共同参画交流の広場 (男性の悩みの相談)	66		
	H8.4.1				○		1	1・2・ 3・4・ 5(弁護 士)		12	○	○		一ケ 時保 護ワ ーク 等	各区役所女性相談	2,962		
	H24.7.1				○		1	1・2・ 3・4・ 5(弁護 士)		2	○	○		一ケ 時保 護ワ ーク 等	配偶者暴力相談支援セン ター	189		

地方公共団体名	(申出受付開始) 体制整備年月日	処理体制の種類					地域連絡協議会等の設置・参加の有無(注1)	地域連絡協議会等構成員(注2)	人権侵害事案を処理する機関	専従担当者数		処理方法					受付窓口	(29年度受付) 申出件数
		第三者機関(男女共同参画に限る)	第三者機関(行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	等の意見聴取有(庁内(審議会)	その他				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・勧告等	その他		
神戸市	H14.9.1				○		1	3	男女共同参画センター	3	7	○	○				男女共同参画センター	217
	H18.11.1				○		1	3	配偶者暴力相談支援センター	3		○	○				配偶者暴力相談支援センター	3,238
岡山市	H14.4.1				○		3		岡山市男女共同参画相談支援センター		3	○	○				岡山市男女共同参画相談支援センター	2,367
広島市	H21.12.1				○		1	1-2-3-4-5(警察、弁護士会、法行法等)	広島市配偶者暴力相談支援センター	1	3	○	○		○		広島市配偶者暴力相談支援センター	640
	H25.10.1						1	1-2-3-4-5(警察、弁護士会、法行法等)	広島市配偶者暴力相談支援センター(休日DV電話相談)		10	○	○		○		広島市配偶者暴力相談支援センター(休日DV電話相談)	171
	H24.4.1						3	指者が実施	広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)		8	○	○				女性のためのなんでも相談	42
	H24.4.1						3	指者が実施	広島市男女共同参画推進センター(ゆいぽーと)		3	○	○				男性のためのなんでも相談	1
	H15.4.1				○		1	1-2-3-4-5(警察、弁護士会、臨床心理士会、医師会、法行法等)	広島市暴力被害相談センター		2	○	○				広島市暴力被害相談センター	5
	H21.4.1				○		1	1-2-3-4-5(警察、弁護士会、臨床心理士会、医師会、法行法等)	広島市犯罪被害者等総合相談窓口		2	○	○				広島市犯罪被害者等総合相談窓口	5
福岡市	S63.11.2				○		3		福岡市男女共同参画推進センター・アマカス		5	○	○				相談室	573
	H22.12.1				○		4(配審センターの主管課)	1-2-3-4-5(警察、検察庁、裁判所、弁護士会、医師会等)	配偶者暴力相談支援センター	1		○	○				配偶者暴力相談支援センター	453
北九州市	H14.10				○		3		男女共同参画センター・ムーブ相談室			○	○				男女共同参画センター・ムーブ相談室	103
	H18.4.18				○		1	1-2-3-4	北九州市配偶者暴力相談支援センター	1		○	○				北九州市配偶者暴力相談支援センター	266
熊本市	H4.4.1				○(有)		1	2	男女共同参画課		3	○	○				男女共同参画課総合相談室	104
	H26.10.1				○(有)		1	2	配偶者暴力相談支援センター	2	11	○	○				配偶者暴力相談支援センター	1,247
計	271(272)	17	0	0	229	27	116			415	1,558	263	248	26	38	62		243,807

地方公共団体名	体制整備年月日 (申出受付開始)	処理体制の種類					地域連絡協議会等構成員 参加の有無(注1) 地域連絡協議会等の設置・	地域連絡協議会等構成員 (注2)	人権侵害 機関 人権侵害事案を処理する	専従担当者数		処理方法					受付窓口	(29年度受付) 申出件数
		第三者機関 (男女共同参画に限る)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	第三者機関 (行政一般を取り扱う)	既存審議会の活用	その他				常勤	非常勤	相談受付	情報提供	調査審議	意見・助言・指導・	その他		

(備考) 計のうち、(272)は、1機関で2処理体制を有しているため。

(注1) 地域連絡協議会は、人権侵害の被害者救済に関わる国・地方公共団体の各種機関、民間団体等により設置されるものであり、最新の課題や人権侵害の状況、処理困難事例に関する解決手法などの情報共有、相互の連携強化、合同での研修の場の確保等を目的とする。

- 1 設置されており、参加している
- 2 設置されているが参加していない
- 3 無い又は把握していない
- 4 その他

(注2) 地域連絡協議会等が設置されている場合のその構成員について、表中の数字の区分は次のとおり。

- 1 国の機関
- 2 都道府県の機関
- 3 市町村の機関
- 4 民間団体
- 5 その他